

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年8月20日27久児第2092号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、異議申立人の主張どおりに、実施機関が〇〇（個人名。以下「本件児童」という。）に対する相談援助活動を行っていたとすれば、実施機関が作成することとなる相談処理決裁伺、児童記録票、ケース記録等である。

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することになるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成27年8月6日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成27年8月20日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成27年9月4日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

エ 実施機関は、異議申立人に対し、異議申立書に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条第1項第5号の処分庁の教示の有無及びその内容の記載がないとして、口頭で補正を求めた。

オ 実施機関は、平成27年10月15日付けで、異議申立人から補正された異議申立書を受領した。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 原処分は、条例第7条第1項第1号を適用して全部を非開示としているが、非開示とされた情報は、事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報とはいえない。よって、個人に関する情報という理由により文書を非開示とした本件決定は、違法不当である。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで里親の措置停止になった。現在の居住地及び電話番号が分かれば、本件児童に会いたい。
- (3) 生活状況がどうなのか知りたい。もし、困っていたら金銭的に援助させてもらいたい。
- (4) 本件児童の許可が得られるなら、養子縁組をしたい。
- (5) 本件児童は、平成〇〇年〇〇月〇〇日で満20才になるので、〇〇年の成人式に和服を着させ、新しい人生の門出にしたい。
- (6) 自動車学校で運転免許を取得させ、車を買ってあげたい。
- (7) 結婚式を挙げ、家族を築いてもらいたい。私たちと一緒に住まなくてもよい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 本件請求は、特定の子どもに対して行った相談援助活動に関する情報の開示を求めるものであるため、本件文書の存否を答えることは、条例第7条第1項第1号に規定する特定の個人の情報を明らかにすることと同様である。
- (2) したがって、本件文書の存否を答えるだけで、個人の権利利益を害するおそれがあると認め、条例第9条の規定により当該文書の存否を明らかにしないで、非開示決定を行ったものである。

6 審査会の判断

(1) 児童相談所について

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として、法第12条第1項の規定により、都道府県に設置が義務付けられている行政機関である。

(2) 里親制度について

ア 里親制度の趣旨

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和

のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、同制度の積極的活用を努めることとされている。

イ 里親の定義

里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が法第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。（法第6条の4第1項）

(3) 本件文書の存否応答拒否について

条例第9条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

本件請求は、特定の個人の氏名を挙げて、本件文書の開示を求めたものであるのに対し、実施機関は、条例第9条の規定により、条例第7条第1項第1号の非開示情報が明らかになるとして、存否応答拒否を行ったものである。

そこで、本件文書の情報が、同号に規定する非開示情報に該当するか否かについて、判断する。

同号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害することとなる情報が記載されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

本件文書については、その存否を答えるだけで、実施機関による特定の個人に対する相談援助活動の実施の有無が明らかになるものである。

特定の個人について、相談援助活動が行われたか否かという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当し、例外的に開示することが認められる同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定により本件文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、条例の定める公文書の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、自己に関する情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか

等の個別事情は考慮されないものである。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。